

2014年11月

インドにおけるビジネス展開とともに留意すべき インドの倒産制度

1. はじめに

インドでは2014年4月から5月にかけて実施された総選挙においてインド人民党(BJP)が単独過半数の議席を獲得し、同党党首ナレンドラ・モディ氏が第18代首相に就任したことにより新政権が誕生した。モディ首相は9月に日本で安倍首相と会談するとともに、共同声明「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップに関する東京宣言」への署名がなされ日本からインドに対する今後5年間にわたる3.5兆円規模の官民投融資が約束された。これまで4%台に落ち込んでいたGDP成長率は、モディ政権下において2014年度より5%台に回復するとの見通しが強く、日本経済とのかかわりも深くなっていくこととなる。

しかし、そのように経済成長している中でも、インドの会社に関する公開情報は限定的で経営管理が十分でないインド企業¹と取引や合併事業を行う場合には、当該インド企業が倒産することもありうる。また、日系企業がインド事業を再編する場合に現地子会社を清算する必要がある場合も出てくる可能性がある。

このように他の新興国と同様に、インドにおいてビジネス展開をする上で現地の倒産法を理解する必要性は高まっているが、インド倒産法について、日本において解説されている文献は稀有である。そこで、本稿では、インドの倒産法について概説する。

2. インドの倒産法制の概要

インドでは、日本の破産法に相当する倒産の基本法は制定されていない。もっとも、私的整理手続に相当する手続きとして、キャッシュフローの毀損が軽微な段階の債務者にはCorporate Debt Restructuring(企業債務整理。以下「CDR」という手続きがある。また、法的整理手続として、裁判所が関与するリハビリテーション(再生手続)やスキーム・

オブ・アレンジメントがある。さらにキャッシュフローが悪化した場合には会社の清算という手法がある。

その他にも金融機関が債権回復審判所(Debt Recovery Tribunal)に債務者の管理人(receiver)の選任を求めて債権回収を行う手続きについて規定している1993年銀行及び金融機関に関する債権回復法²、銀行又は金融機関等である担保付債権者が担保権を実行する場合の方法・手続きについて規定している2002年金融資産証券化・復興及び担保執行法³や州の金融公社が担保付債権者として担保権を実行する場合の方法・手続きについて規定している1951年州金融公社法⁴といった個別法令も見られる。

本項では、上記のうち、(1)近時利用件数が増加しているCDR、(2)新会社法の成立に伴いThe Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act (SICA) of 1985(1985年疾病産業会社(特別規定)法。以下「SICA」)から新会社法に取り込まれたSick Company(疾病会社)に関する規定、及び、(3)2013年8月に成立しインド企業省による2014年3月26日付け通知及び同月31日までに公布された施行規則により大部分が施行されたインドの新会社法(The Companies Act, 2013。以下「新会社法」)で一部改正のあった清算手続について解説する。

(1) Corporate Debt Restructuring (CDR)

① 制度の特徴及び最近の利用傾向

CDRは特定の法令に基づく制度ではなく、Reserve Bank of India(以下「インド準備銀行」)が策定したガイドライン(以下「CDRガイドライン」)⁵に基づく再建型の私的整理手続である。

特に、銀行団などの金融債権者が複数いて、相互の利害を調整しながら個別に合意を取り付けることが困難な場合に、再生可能性のある債務者の事業の毀損を回避しつつ、時機を失することなく債務の整理を行う要請が高い事案では有効な手法である。

本ニューズレターの執筆者



ふくおか しんのすけ
福岡 真之介

パートナー
弁護士



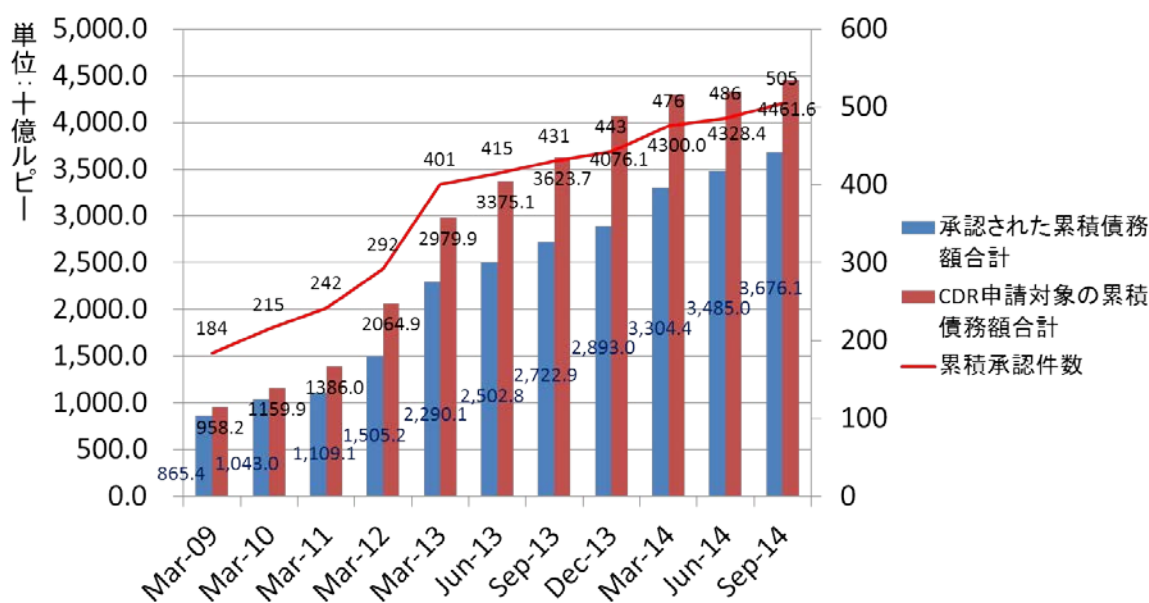
くわがた なおくに
桑形 直博

アソシエイト
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

近時のCDRスキームの活用状況



出典: CDR Cellのデータより作成

CDRは、CDR Standing Forumと呼ばれるインドの各銀行が加盟し、CDRの制度設計を行う自主規制機関が運営している。

最近のCDRの利用傾向については、上の図表のとおり、承認された累積債務額及び累積承認件数とも堅調に増加しており、利用が活発化している。

後述のとおり、新会社法におけるSick Company(疾病会社)の再生手続の利用に際しては、債務者においてデフォルトが存在することが必要になった。そのため、デフォルトに至る前に債務を整理しようと、従前であればSICAが利用されたケースについて、債務者がCDRを活用しようとする場面が増加することが予想され、新会社法の該当規定の施行後の動向が注目される。

② 手続きの概要

CDRの利用申請は、債務者又は総債権額の20%以上の債権を保有する金融債権者がCDR Cellに対して行うことができる⁶。CDR Cellとは、実務レベルでCDR手続の運営を行う機関である。

申請にあたって、債務者のデフォルトは要件とされていないものの、金融債務の総額は、1億ルピー以上であることが必要である。

申請者は、CDR Cellに対して、再建計画の草案を提出

する。その上で、CDR Cellは、申請者から必要な情報を収集して再建計画案を策定し、CDR Empowered Groupに対して審査を求める。

CDRに基づく再建計画案は、①総金融債権額の75%以上の債権を保有する金融債権者、及び、②頭数で60%以上の金融債権者の賛同を得る必要がある。CDRの最大の特徴の一つは、必ずしもすべての金融債権者の賛同を得られなくとも、CDR Empowered Groupの承認を受けた再建計画が、反対金融債権者をも拘束するという点である。

手続きの所要期間は、CDRガイドライン上、最大6ヶ月とされている。

金融債権者又は債務者の抜け駆け防止のため、制度の利用に際して当事者間でスタンド・スティル(Stand Still)条項に合意することが通常である⁷。

③ 合併相手や取引先がCDRの手続きに入った場合に想定される論点

日系企業として、CDRにかかわるケースとして、取引先や合併相手がCDRの手続きに入ることが考えられる。そのような場合、CDRの利用申請が、合併契約その他契約の解除事由に該当する場合には、当該契約相手との契約解除の適否を検討することになる。

また、CDRの利用申請は、債務者にとってキャッシュフローの悪化をはじめ財務状況の悪化の兆候であるから、

将来、裁判所が関与する法的な倒産手続に移行することも予想される。そこで、債権保全、回収を見据えて、当該契約相手に対する債権の保有状況の整理、関連記録の整理を行うことも検討することになる。

(2) Sick Company (疾病会社)の再生手続に関する改正

① SICA の概要

SICA は、下記の一定の要件を満たす会社を Sick Industrial Company (疾病産業会社)と定義し、Board for Industrial & Financial Reconstruction (産業金融再生委員会)の監督の下で会社の再生を図る手続を定める法令である。

- (i) 産業会社(同法所定の製造業を行う会社)であること
- (ii) 設立から5年以上を経過していること
- (iii) 同法の定める「小規模事業者」に該当しないこと
- (iv) 過去いずれかの一決算年度末において、累積損失が純資産以上となったこと

② 新会社法での主な改正点

しかし、新会社法においては、Sick Companyの再生に関する手続が第253条以下に規定されるようになり、事実上SICAが新会社法に取り込まれた⁸。

新会社法の下では、主に以下のような改正がされている。

- (i) 製造業に限らず、すべての会社が適用対象となる
- (ii) 債務者のデフォルト(未払債務総額の50%以上の支払い請求に30日以内に応じないこと)の存在が必要になった
- (iii) National Companies Law Tribunal(以下「会社法審判所」)が管轄を有することになった

③ 手続の概要

新会社法下におけるSick Companyの再生手続の概要は以下のとおりである。

- (i) 担保権者又は会社による、会社法審判所に対する、当該会社がSick Companyであることの宣告の申立

て(新会社法253条(1)(4))

- (ii) SICAと異なり、債権者が申し立てた債権回収のための法的手続は、自動的に停止(いわゆるオートマチック・ステイ)しないため、案件に応じて保全申立が必要(新会社法253条(2))
- (iii) 上記(i)の宣告後、担保権者又は会社による再生手続開始の申立て(新会社法254条)
- (iv) 会社法審判所による暫定監督委員の選任(新会社法第256条)
- (v) 暫定監督委員による債権者委員会の選任及び債権者集会の実施(新会社法第257条)
- (vi) 会社法審判所による監督委員の選任及び再生計画策定命令(新会社法第258条(b))
- (vii) 金融支援のほか、経営陣の交代、他社との合併、スポンサーによる株式の取得、資産・事業の譲渡・リース等を内容とする再生計画の策定及び可決(新会社法261条)
- (viii) 再生計画が可決されなかった場合、会社法審判所は債務者の清算を命令(新会社法第265条)

④ 日系企業に対する影響

新会社法の制定により、日系企業の現地子会社自身による積極的な申立てはもちろんとし、対象業種に限定がなくなったことにより、今後、業種にかかわらず日系企業の取引先や合併相手がSick Companyとして再生手続を利用することで日系企業が巻き込まれる可能性が拡大した。

なお、Sick Companyの手続規定は、本ニュースレター執筆時点(2014年11月18日時点)では施行されておらず、まだ利用されていない。

新会社法上、債権者としての手続保障、手続内外での債権保全、回収の方法の詳細が明確に規定おらず、Sick Companyの手続規定の施行に合わせて公表される施行規則を確認する必要がある。

(3) 会社の清算

新会社法は会社の清算手続に関しても改正を加えている。以下、新会社法下における会社の清算手続の概要について解説する。

① 清算手続の概要

清算手続は、現行会社法下で何年もの時間がかかって

いたことが問題の一つであった。新会社法では、この清算手続も会社法審判所の管轄とし、手続の迅速化を図っている。

なお、インドでは取引の相手方が債務の弁済に応じないという場合に、債権者として強制清算を申し立てることで、清算人の管理の下で配当を通じた回収を図ることも実務上行われているが、回収までに相当の時間を要し、無担保の取引債権は弁済順位が劣後するため、一般的には実効的な債権回収手段というよりも交渉上のプレッシャーをかけるために行われているようである。

② 強制清算

強制清算とは、一定の清算事由が生じた場合に、債務者、債権者、会社登記局等の申立により、会社法審判所が主導する清算をいう(新会社法第 271 条、272 条)。清算事由には、債務者の支払不能、株主総会の特別決議により会社法審判所主導の清算を決議した場合や前述の Sick Company の再生が失敗し、会社法審判所が清算命令を下した場合を含む。

債権者が会社に対し 10 万ルピーを超える債権を有しており、当該債権の支払いについて 21 日以上前の通知を行い、弁済や担保提供がない等の場合には、支払不能とみなされるため、債権者としてこれを理由に債務者の清算を申し立てることも可能である(新会社法第 271 条(2)(a))。但し、地方自治体、中央政府及び州政府への租税公課、労働者の賃金、休日出勤手当等の優先債権が法定されてお

り(新会社法第 326 条、第 327 条)、無担保であれば取引債権の弁済が劣後する点に留意が必要である。

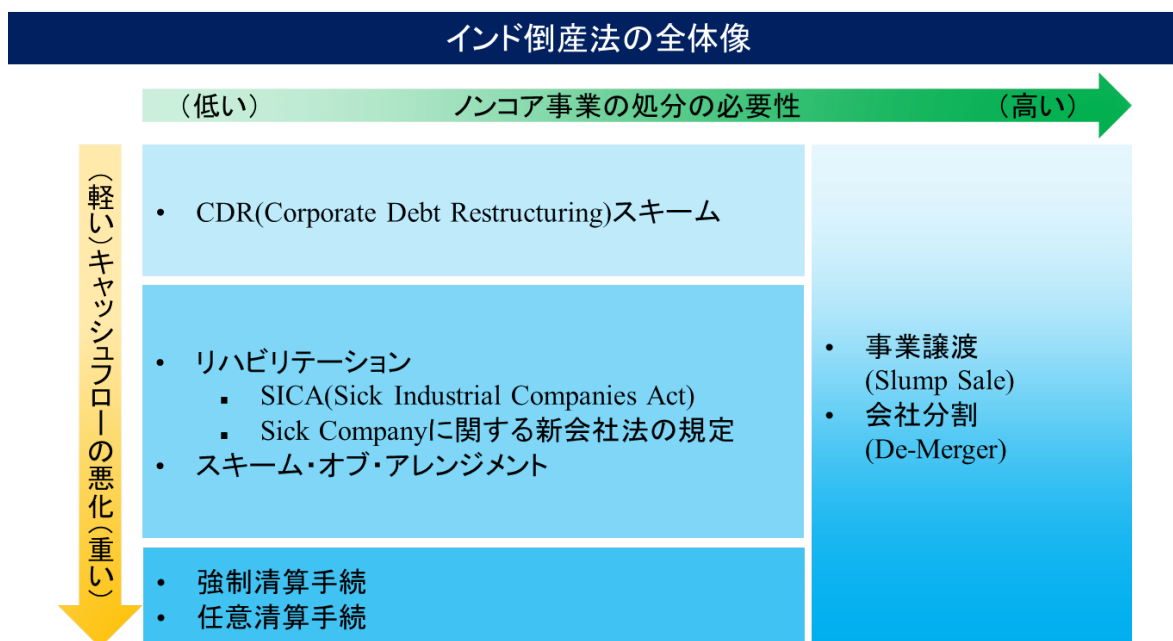
③ 任意清算

会社は任意清算を行う旨の株主総会特別決議を行うことにより、任意清算を行うことができる(新会社法第 304 条(b))。

清算に際してはコンプライアンスや残債務に関する関係当局等による確認の証明書が非常に厳格に求められ、これが手続きの長期化の一因となっている点が特徴的である。例えば、会社法上の年次報告が提出されているか、インド準備銀行に対する報告等がきちんと実施されているか、租税債務の納付漏れがないかどうか、紛争など潜在債務が発生していないか、といったものが挙げられる。

3. むすび

インドの倒産法制は、Sick Company の再生に関する新会社法の規定がまだ施行されていないなど、流動的な状態にあり、制度の安定的な運用や実務の確立にはまだまだ時間がかかると予想される。しかし、CDR スキームの活発な利用などに見られるように、債務調整に対するニーズは高い。今後、インドの倒産法制と実務の進展に引き続き注目していきたい。



- ¹ インド商工会議所連盟(FICCI)及び米系リスク調査会社ピンカートンによる「2014 年度インド・リスク調査」(India Risk Survey 2014)によれば、企業が抱える最大のリスクとして「汚職・収賄・企業の不正」が1位となっている(前年は4位)。また、印グラント・ソントンの報告書「Fraud: A key governance risk 2014」においても、この2年で企業の不正が「著しく増えた」とする回答が41%に達し、「やや増えた」とする回答を合わせると75%になるという結果が報告されており、不正が増加傾向にあることを窺わせる。
- ² Recovery of Debts Due to Banks and Financial Institutions Act, 1993
- ³ Securitization and Reconstruction of Financial Assets and Enforcement of Security Interest Act, 2002
- ⁴ State Financial Corporation Act, 1951
- ⁵ Reserve Bank of India(「インド準備銀行」<http://rbi.org.in/>)による2005年11月10日付け通知「Revised Guidelines on Corporate Debt Restructuring (CDR) Mechanism」。
- ⁶ 但し、私的整理として債務者及び債権者双方の協働を前提にした制度であるため、債務者が申請をする場合であっても、総債権額の20%以上を保有する金融債権者の賛同が必要である。他方、金融債権者が申請する場合であっても、事実上、債務者-債権者間協定(DCA)を締結した上で行う必要があり、制度上債務者の承諾を前提としているといえることができる。
- ⁷ 具体的には、債務者-債権者間協定(DCA)のモデル条項案4.2において示されているように、CDRの手続期間中(CDR Empowered Groupに申請が渡った日から90日又は延長により最大180日)は、金融債権者が債務者に対して例えば債権回収の訴訟提起を含む民事上の法的アクションをとること、債務者の取締役が辞任すること、債務者が特定の金融債権者に対する弁済その他の出金を行うことがそれぞれ禁止される。
- ⁸ 現時点で新会社法の Sick Company の手続規定の施行時期に関する通知は発出されておらず、SICA 自体も廃止されていないため、SICA は存続している。

当事務所は、日本航空、穴吹工務店、そごう、山一証券をはじめ、多数の法的再建手続・法的清算手続に実績をもつことはもとより、事業再生 ADR、私的整理ガイドライン、産業再生法、特定調停手続など様々な制度を利用した私的整理を含め、すべての再生・破綻関係の法律業務について、専門的な知識とノウハウを駆使し、様々な立場のクライアントに種々のリーガルサービスを提供しております。また、国際的な倒産案件への対応のほか、各分野の専門家とも連携して、複雑な組織再編や特殊な金融商品の絡む倒産案件、スルガコーポレーションの例に見られるようなコンプライアンス・危機管理対応を含めた助言なども行い、幅広いリーガルサービスを提供する体制・ノウハウを有しています。本ニュースレターは、クライアントの皆様の様々なニーズに即応すべく、当事務所の事業再生・倒産分野に携わる弁護士・税理士が、事業再生・倒産分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

(当事務所の連絡先) 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029

電話:03-5562-8500(代) FAX:03-5561-9711

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <http://www.jurists.co.jp/ja/>

© Nishimura & Asahi 2014